主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人戸田善一郎の上告趣意第一点は単なる事実誤認と審理不尽の主張をいでず 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

同第二点は、原審において第一審第七回公判調書は事実に反し証人A、B尋問に つき請求の撤回、決定の取消があつた旨を記載した偽造調書であることを主張しそ の点についての証拠調を請求したのに原裁判所はこれを却下しこれを有効のものと して原判決をしたのは違法であるという単なる法令違反の主張に帰し刑訴四〇五条 の上告理由に当らない。(第一審公判手続につき記録を検討するに、同第四回公判 で検察官の請求により所論本件被告人A、同Bを証人として尋問すべく決定があり、 同第五回公判で被告人Bの事件を他の相被告人らの事件より分離の上右Bを証人と して尋問したが、同公判で被告人 A の事件はその不出頭のため分離され、第六回併 合公判以後は右両名の証人尋問が施行されなかつたことは所論のとおりである。し かし、第一審における証拠の提出経過、立証趣旨、証拠内容に鑑みれば検察官の右 両証人の尋問請求は検察官に対する供述調書を刑訴三二一条一項二号によつて提出 するためにされたものと認められるのに同第七回公判ではこれら調書を証拠とする ことにつき同意のあつたこと明らかであるから、これによつて検察官の右証人尋問 請求はその目的を達したため請求の撤回がなされたものと推認しうるのであつて、 しかも同公判調書によれば、同公判においては右以上に右両証人の尋問をしないこ とにつき尋問請求者たる検察官も被告入側も何等異議を申し立てずして論告及び弁 論に入り第一審口頭弁論を終結したことが認められるから、この経緯に照らしても 所論公判調書の偽造があつたことは到底認め難い、さらに、かりに所論の証拠調に つき撤回、取消が明白になされなかつたとしても、右証拠調の結果に拘わりのない

第一審判決挙示の諸証拠に鑑みるときは、同判示事実を認めるに足るから、右は結 局原判決に影響を及ぼさなかつたもということもできるので、所論は採用できない。) 同第三点について。

所論は、第一審で確定した無罪部分をも原判決が破棄したのは違法であるというけれども、本件控訴は被告人だけからなされたものであるから第一審判決の有罪部分のみに対するものであること控訴申立書の記載上明らかであつて第一審判決中の有罪部分に関する事件だけが原審に移審した関係上、原審はその部分のみを破棄した趣旨であること原判文上明瞭である。所論は原判旨に副わない主張であつて採るに足りない。

また記録を調べても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年五月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ